

防衛省訓令第52号

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行前に防衛施設庁において発せられた通達等の効力に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律
の施行前に防衛施設庁において発せられた通達等
の効力に関する訓令

第1条 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成19年法律第80号。以下「改正法」という。）の施行前に防衛施設庁長官又は相当の権限のある者（次条において「防衛施設庁長官等」という。）が発した通達その他の文書（次条において「通達等」という。）は、別段の定めをしない限り、改正法の施行後は、それぞれ、防衛大臣又は相当の権限のある者（次条において「防衛大臣等」という。）が発した防衛省における文書の形式に関する訓令（昭和38年防衛

庁訓令第38号)第15条に規定する通達類(次条において「通達類」という。)とみなす。

第2条 前条の規定により通達類とみなされたもので、改正法の施行前の防衛施設庁長官等に対して発せられた通達等は、別段の定めをしない限り、それぞれ改正法の施行後の防衛大臣等に対して発せられたものとみなす。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。